

国保発第100号
令和7年8月7日

酒田市国民健康保険運営協議会
会長 菊池 裕基 殿

酒田市長 矢口 明子

酒田市国民健康保険税率の改正方針について（諮問）

酒田市国民健康保険規則第2条の規定により、下記について貴協議会に意見を求めます。

記

酒田市国民健康保険税は、条例の規定以上に積み上がった基金を積立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で令和2年度から令和5年度まで税率の引き下げを行ってきた。条例上の規定額に近づき当初の目的は果たしたことから、令和7年度は収支均衡を目指した税率の引き上げを行ったが、なお収支は赤字であるため、この解消が必要である。

また、令和8年度に始まる子ども・子育て支援金が新たに国民健康保険税に創設される。

以上への対応と市民負担を考慮し、令和8年度以降の国民健康保険税の税率設定については次の方針とする。

- 1 令和10年度に標準税率に到達させる（3年かけて収支均衡させる）。
- 2 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。
- 3 基金残高は令和11年度までは適正額を維持する。

なお、具体的な税率については、年末及び年明けに県から提示される各年度の標準税率により上記方針に従い設定する。